

## 議 事 録

1. 委員会の名称 第1回池田市都市緑化植物園等指定管理者選定・評価委員会
2. 開催日時 令和元年7月17日(水) 10:00~12:00
3. 開催場所 池田市役所 3階 議会会議室
4. 出席者 委員 6名  
事務局職員 9名
5. 議 題  
議題1 委員長の選出について  
議題2 現指定管理者の評価について  
議題3 次期指定管理者応募要項(案)について  
議題4 次期指定管理者選定における審査基準(案)について
6. 議事経過  
別紙のとおり
7. 公開・非公開の別  
公開
8. 傍聴者数  
1名
9. 問い合わせ先  
池田市環境部公園みどり課  
(072) 754-6275  
E-mail k-midori@city.ikeda.osaka.jp

第1回池田市都市緑化植物園等指定管理者選定・評価委員会  
議事経過

<事務局>議題1 委員長の選出について、本委員会の委員長、副委員長を互選により選出。委員長よりあいさつ。

<事務局>議題2 現指定管理者の評価について事務局より説明。

平成15年9月に地方自治法の一部改正する法律が施行されたことにより、平成16年4月より公園施設及び公園運動施設に指定管理者制度を導入している。平成30年に指定管理者の公募を行い、公園みどり課所管の施設としては、五月山緑地、猪名川緑地、夫婦池公園3公園において計8施設を、池田市立総合スポーツセンターについては教育委員会所管施設として合計9施設を一般財団法人池田みどりスポーツ財団が指定管理者として管理。各施設の詳細を説明。

<委員>現指定管理者において、災害発生時における指定管理者と池田市との連携について問う。

<事務局>事例として、平成30年西日本豪雨における指定管理者と池田市が行った災害対応について説明。

<委員>平成30年度決算の一般財団法人池田みどりスポーツ財団について、財政状況の説明を本委員会に報告。

<委員>評価シートの提出方法について問う。

<事務局>後日事務局に提出し、取りまとめたものを委員長に提出することで了承していただきたい旨を説明。

<委員会>了。

<事務局>議題3 次期指定管理者応募要項(案)について事務局より説明。平成29年6月の都市公園法の改正に伴い、全国的に民間活力を導入した新しい公園行政が展開される中、本市においても、民間活力を導入した新たな公園行政を行うべく、すべての都市公園について指定管理制度を導入し、用途にあわせて、五月山緑地、池田城跡公園等、スポーツ施設等、都市計画公園等の4つのグルーピングを行い、それぞれの募集要項・仕様書案を作成。五月山緑地、池田城跡公園等、スポーツ施設等、都市計画公園等の4つの募集要項について内容を説明。

<委員>五月山緑地の指定管理期間について問う。

<事務局>昨年度、民間事業者へサウディング市場調査を行い、その中で、五月山緑地の魅力ある提案をするためには施設設備が必要であり、指定期間として10年間の期間が必要であるとの意見を踏まえ、今後の五月山緑地のマネジメントを考

えて10年とした。他の3つの施設との違いとして、事業コンセプト提案書で五月山緑地パークマネジメント事業全体のコンセプトの提案として、五月山動物園、都市緑化植物園等を含めた目指すべき公園像、デザインの基本的な考え方、利用者の想定、各施設の連携、周辺地域との連携の考え方などの事業コンセプト提案を受ける予定。

<事務局>議題4 次期指定管理者選定における審査基準(案)について事務局より説明。

<委員>価格審査の配点割合について、ガイドラインで示す下限値にしたメリット、デメリットについて。

<事務局>価格点を低く設定する効果について、価格だけでなく、基本項目や事業コンセプトによる提案を高く評価することによって、各申請団体の提案力や事業計画など総合的な管理運営するのに必要な能力を評価することが出来ます。しかし、価格審査の配点を低く抑えることで、公募による提案額の合理的な競争が働きにくくなり、可能性として提案額が相対的に上昇するデメリットもございます。これについては提案額が市の定める上限額内であることとしており、提案額が上昇する場合の一定の制限として設定しております。